

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社佐藤渡辺

業 者 の 住 所：東京都港区南麻布 1－18－4

2 指名停止措置期間：令和7年2月6日から

令和7年4月5日まで（2か月）

3 指名停止措置の範囲：帯広防衛支局管轄区域（釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内、根室振興局管内）

4 事 実 概 要

当該有資格者の石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検察庁から談合罪で略式起訴された。

5 指名停止措置理由

上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号イ（競売入札妨害又は談合）に該当すると認められるため。

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領付表第2第8号イ

措 置 要 件	期 間
（競売入札妨害又は談合） 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内